

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
**岐阜県航空宇宙関連企業新ビジネス展開支援事業費助成金**  
**令和5年度募集のご案内**

～航空宇宙産業分野にかかる事業を営む中小企業者を支援します～

**助成事業の概要**

- 1. 対象者** ・県内に本社又は事業所を有し、航空宇宙産業分野にかかる事業を営む中小企業者、中小企業グループ（構成の3分の2以上が上記中小企業者からなる集団）

**2. 対象事業**

助成対象事業	<p>自社の技術等を活かし、新分野の展開に必要な次の①～③のいずれかもしくはは全ての事業に取り組むものとする。</p> <p>①事業計画策定事業                  ②試作品製造事業                  ③販路開拓事業（オンライン展示会を含む。）</p> <p>※新分野の展開とは次の（１）～（２）のいずれかを満たすものとする。                  （１）現在取り組んでいない分野に新たに取り組むもの                  （２）現在取り組んでいる分野のうち現在主力となりえていない分野（原則として、2019年度の売り上げが、自社の総売上げ額の概ね30%未満の分野）を拡充するもの</p> <p>※ただし、航空機製造にかかる分野への新規展開または拡充を目指す取り組みは対象としない。</p>
助成対象経費	別表2のとおり
助成率	助成対象経費の2/3以内
助成限度額	<p>&lt;上限&gt;①事業計画策定事業 1,000千円                  ②試作品製造事業 1,800千円                  ③販路開拓事業（オンライン展示会を含む。） 400千円</p> <p>&lt;下限&gt;：なし</p>

別表2 助成対象経費

助成対象事業	助成対象経費	
	経費区分	内 容
① 事業計画策定事業	指 導 料	専門家への報償費
	専門家旅費	専門家への旅費、宿泊費
	委 託 費	外部専門家等へ委託する経費 ※設備や機器、備品等の購入を除く。
	負 担 金	市場調査や情報収集等に必要登録費や、セミナー展示会への参加費
	そ の 他	理事長が特別に必要と認める経費
② 試作品製造事業	原 材 料 ・ 消 耗 品 費	試作品製造・評価に要する原材料、副資材、消耗品等の購入に要する経費
	工具器具費	試作・実証試験を実施するために直接必要な工具器具や機器等の購入または借上げ（リース）に要する経費。 （※購入の場合は、一個または一体として運用される一組として、その取得価格が50万円未満のものに限る）
	委託費・外注費	詳細仕様の作成を含む加工やデザイン等の外部業者への委託、試作品製造に必要な原材料などの再加工及

		び部品等の加工に係る外注依頼に要する経費
	試験・検査費	公設試験研究機関等における依頼試験の手数料、試験機器や開放試験室等の使用に係る経費
	その他	理事長が特別に必要と認める経費
③ 販路開拓事業	出展料	展示会の小間料、オンライン展示会出展料、小間工事費、レンタル料（※当該展示会等の期間中に会場にて使用するものに限る）
	役務費	展示物の輸送料（保険料含む）、通訳料、翻訳料
	印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費
	委託費	展示会出展にかかる業務の一部（小間装飾など）を委託する経費、（設備、機器、備品等の購入を除く）PR媒体の制作委託にかかる経費
	その他	理事長が特別に必要と認める経費

(注)助成対象経費は、交付決定日以降で助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とします。

ただし、「事業の性格上、又は、やむをえない理由がある」と認められる場合はこの限りではありません。

**3. 募集期間** 令和5年3月20日(月)～令和5年4月20日(木) ※4月20日17時までに書類必着  
※応募件数(金額)が一定件数(金額)に満たないときは、再度募集を受け付ける場合があります。

**4. 応募方法** 以下の公益財団法人岐阜県産業経済振興センターのホームページから申請書類をダウンロードしていただき、必要書類を添えて、持参または郵送により、助成金交付申請書を1部、下記提出先へ提出してください。

※郵送の場合は書留又は簡易書留で提出願います。

※提出いただいた書類は返却できません。

【申請書ダウンロード：岐阜県産業経済振興センターホームページ内の以下のページから】

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2023032002/index.asp>

**5. その他**

- 提出された申請書は、審査委員会の審査結果を参考に、助成金交付決定がされます。
- 事業期間は、交付決定日（6月中の予定）から助成事業の完了日又は令和6年2月29日（木）までのいずれか早い日までです。
- 事業実施後（審査受審後）に「実績報告書」を提出いただき、これが適正と認められた場合に助成金をお支払いします。
- 予算額に限りがあるため、交付決定金額が申請金額を下回る場合がありますのでご了承ください。
- その他、事業実施にあたっては、当センターの指示に従う必要があります。

## 主な助成条件

主な助成の条件は以下のとおりです。

詳細は、当センターホームページ内以下のページを ご確認ください。

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2023032002/index.asp>

- ① 当該助成金の申請は、1企業、1申請に限ります。
- ② 助成事業・対象者の条件
  - ・中小企業者並びに、中小企業グループ(構成の3分の2以上が中小企業者からなる集団)による事業であること。
  - ・県、並びに県の関係団体から助成金を受ける事業は対象になりません。
  - ・岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象になりません。
  - ・国税、県税、市町村税が未納の者は対象になりません。
- ③ 対象経費・対象外経費、助成対象期間
  - ・対象経費の詳細については、上記ホームページ掲載の「運用要領」「Q&A集」を参照願います。
  - ・助成対象期間は、交付決定の日(6月中の予定)から助成事業の完了日または令和6年2月29日です。
- ④ 助成の対象とならない経費
  - ・振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税(地方消費税を含む)、助成対象経費と他の経費との区分ができないもの、証拠書類が整わないもの、その他センターが不適当と判断したものは助成対象経費となりません。
- ⑤ 事業着手時期
  - ・着手時期は、原則として交付決定のあった日以降です。
  - ただし、交付決定前に事業を開始しなければ令和6年2月29日までに事業を完了できない場合はこの限りではありません。
- ⑥ 実績報告
  - ・助成事業が完了した場合は、関係する書類を添付した実績報告書を、事業完了後15日を経過した日、又は、令和6年2月29日のいずれか早い日までに提出していただきます。
- ⑦ 助成金の支払い
  - ・事業実施後(審査受審後)に「実績報告書」を提出いただき、これが適正と認められた場合に助成金をお支払いします。
- ⑧ 事業状況等の報告
  - ・助成事業の終了の翌年度から1年間について、事業化状況等報告書を提出していただきます。

### 【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 技術振興部技術支援課  
〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地  
電子メールアドレス： [kyousou@gpc-gifu.or.jp](mailto:kyouso@gpc-gifu.or.jp)

※当助成金に関するお問い合わせは、原則、上記アドレスへの電子メールでのみ受け付け、電子メールで回答させていただきます。